

# 第 1 4 回

## 新地方分権構想検討委員会

### 【議事録】

平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日

神野委員長

それでは、時間になりましたので、只今から第14回新地方分権構想検討委員会を開催いたします。

本日は、何かとお忙しいところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、青山委員、池田委員、大森委員、北川委員、堺屋委員、宮脇委員におかれましては、所用につきご欠席との連絡が入っております。

まず、配付資料を確認したいと思いますが、資料1、最終報告の案がお手元にありますでしょうか。ご確認いただければと思います。

それでは早速ですが、本日の審議に入りたいと思います。

前回、11月1日の第13回の委員会におきまして、それまでの委員会での議論を踏まえて作成いたしました最終報告の素案をめぐってご議論をちょうだいいたしました。資料1は、その前回委員会に提出いたしました素案をベースに、委員会での議論を踏まえて加筆修正して、最終報告の案としてまとめたものでございます。前回から修正した箇所につきましては、下線を引いておりますので、ご参照いただければと思います。

本日は、この資料をもとにご議論をいただき、次回で最終回になりますので、11月29日の第15回の委員会において、本日の議論を踏まえて、再度修正した案をご議論いただくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から、資料1、つまり最終報告の案についてご説明をいただいた後、委員の皆様方からご意見をちょうだいしたいと思いますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1の、おめくりいただきまして目次というところをごらんいただけますでしょうか。「はじめに」という部分と、一番下の「おわりに」というのを新しく追加させていただいております。

1番の「国民に夢と希望をもたらす分権型社会を」というところは、前回お出しいたしました資料では、「地方分権改革による国民に夢と希望をもたらす社会の実現」というようになっておりましたのを修正しております。

次の2番のところですが、これも前回は「国民に夢と希望をもたらす社会を実現するための地方分権改革のあり方」となっておりました

のを「今後の地方分権改革の手順～第二期地方分権改革とその後の改革」ということで、これは小委員会での委員のご意見を反映させたものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきまして、アンダーラインをつけております部分を読ませていただきたいと思います。

はじめに

地方分権改革は、だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けていける社会を目指している。人々により近い公共空間にできる限りの権限と財源を集め、人々の知恵と工夫と参加によって、地域に最もふさわしい公共サービスが多様な姿で生まれるように、新しい国のかたちを目指している。日本の地方分権改革は、このゴールに向かって着実に進むことができるのだろうか。

政府は平成18年（2006年）10月27日、3年間の時限立法として、地方分権改革推進法案を国会に提出した。地方分権改革の根拠を明確にする法律の整備は、平成7年（1995年）の地方分権推進法以来、11年ぶりとなる。その意味では、この新たな分権推進法が成立すれば、地方分権改革は第二期に入ることができる。

しかし、改革の行方は混沌としている。都市であれ農山漁村や離島であれ、全国どこでも「豊かな自治」が実現できるようになるのだろうか。理にかなわない地域間格差を生み出す恐れはないだろうか。また、市場原理の導入と歳出の削減だけを求め、十分な税源を与えず、法令による過剰な束縛を残し、地方共同の財源である地方交付税の制度を破壊するようならば、自治体は、住民とともに豊かな自治をつくるどころか、地域の公共サービスを縮小する競争を強いられるだけになりかねない。

一方、自治体は住民から本当に信頼されているだろうか。巨額な裏金を隠していた自治体が相次いだ。発注する公共工事で官主導の談合を重ねていた自治体への国民の批判も高まっている。首長本人を含めた行政の運営を十分にチェックできずにいる地方議会も少なくない。地方分権は様々な利害の衝突と既得権の破壊を迫られる激しい改革である。それだけに、地方分権に対する国民・住民の共感があって初めて前に進むことができる。自らを律することができず、人々の信頼を裏切るような自治体がある限り、改革は前進するはずもない。

他方、人々の間では、最も身近な政府である自治体へ自分たちの考えを伝え、公共サービスの決定や供給を自分たち自身の問題と考えて参加しようとする機運が広がっているだろうか。「うまくやってくれば国でも地方でもどちらでもいい」という「お任せ民主主義」がなくなる限り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という分権型社会のゴールにたどりつくことはできない。

このような状況であればこそ、強い意思をもってこうした困難を乗り越えて地方分権改革を進めていくことが、日本の将来にとって不可欠である。そこで、本委員会は平成18年（2006年）1月、未完の地方分権改革をもう一度動かすために、分権型社会のビジョンを提案する目的で地方六団体によって設置された。5月の中間報告では、地方分権改革の重要な基盤である税財政改革の考え方とその改革を実現するための7つの提言を行った。

今回の最終報告は、分権型社会が目指す姿を改めて提示するとともに、これから始まろうとする第二期改革に向け、必要な改革の原則と方策を示すものである。分権型社会にふさわしい道州制と憲法改正のあり方についても、第二期改革が完成した段階での課題として、方向性を示した。また、これからの改革に必要な住民主導型の自治体の構築と地方六団体の機能強化策を提案した。

この最終報告に盛り込まれた様々な提案が多くの人々によって議論され、日本の地方分権改革の目指すべき姿として合意されることを強く期待したい。

## 1 国民に夢と希望をもたらす分権型社会を

### (1) 改革の目標 - 安全と安心の社会、多様性と創造性あふれる地域

これは、「安全と安心の社会、多様性と創造性」の前後に「改革の目標」という言葉と「地域」という言葉をつけ加えただけでございます。

住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現するためにある。物財の多さより個人や地域の満足の高さが幸せの尺度になる「知価社会」と言われるような多様性と創造性にあふれた社会を実現するためにある。それに向けて新しい国のかたちを求めるのが地方分権改革である。

日本は明治以来、規格大量生産型の近代工業国家を求める過

程で、すべての規格は中央省庁の専門家が定めるという考え方が浸透した。地方は中央が決めたことに従う実施機関とされた。国土構造も人間の体に似た有機体と考えられ、首都・東京に経済の中核機能や情報発信と文化の創造機能を集中させた。その結果、「頭は東京にある。地方は自分で考えなくてよい」とされてきた。地方分権に反対する議論の中に、「地方に任せたら無駄が多くなる」という主張が聞かれるのも、こうした歴史の遺物である。

だが、人間は自分たちで決めて自分たちの金を使うほうが他人の金を使うときよりも賢くなる。本委員会の中間報告でも指摘したように、規格大量生産を追求した近代国家建設の過程が終わったいま、「住民に近いところで行われる決定ほど望ましい」（ニア・イズ・ベター）という原理に立ち戻る必要がある。一人ではできないことをみんなの発想と知恵を集めて実施することが自治である。その自治を広げなければならない。

他方、国は、国家の存立や国家戦略の検討と実践に一層の力を注ぐ必要がある。北朝鮮の核実験で北東アジアの安定はもとより世界の核拡散防止体制が揺らいでいる現在の情勢でも明らかのように、日本が国際社会において果たすべき役割は増大している。地方への過剰な関与をやめ、本来担うべき役割に純化しなければならない。

次は、「自立と連帯」の後に、「大都市と農山漁村の対話」というのを追加しております。

5 ページです。

「自立すればするほど連帯する」という思想がある。この思想を我が国の現状にあてはめて考えてみると、地方、特に農山漁村地域の自治体は、国から権限・財源が移譲されて自立しない限り、国に依存し国から支配されたままである。

このため、農山漁村地域は他の自治体に助けを求めるのではなく、国にもたれかかるばかりで、大都市の側にしても、国に頼ろうとする農山漁村地域を自らが助けようとする意識が生まれにくい。つまり、農山漁村地域と大都市とが、それぞれの足りない部分、足りる部分に目を向け、お互いに協力するという事にならないのである。

自立するということは、真に対等の立場にあるもの同士、各自治体が自らと他の自治体の長所・短所を相互に理解し、短所・弱い部分を国ではなく他の自治体に助けてもらうとともに、長所・強い部分では他の自治体を助けてあげるということを、自発的に行うようになることであり、そうなることこそが真の自立である。

これが、「自立すればするほど連帯する」ということである。次は、7ページでございます。

## 2 今後の地方分権改革の手順～第二期地方分権改革とその後の改革

その成果と課題を新たな出発点にしていく必要がある。その意味では、国民に夢と希望をもたらす分権型社会を目指すこの改革は、かつて地方分権委員会が表現したように、一步ずつベースキャンプを築きながら頂上を目指そうとする行為に例えることができる。一つの時代が実現した成果を次の時代が引き継いでさらなる改革を目指す壮大なバトンリレーとも言える。

次は、10ページでございます。

## 3 第二期地方分権改革における具体的方策

### (1) 地方分権改革への地方の参画

地方六団体が地方自治法に基づいて政府及び国会に対して意見提出を行ったが、改めてその必要性を強く訴える地方行財政会議の設置です。

中央における「政府」である国に対して、自治体は、地方における「政府」である。もとより内政についての立法権は国・国会に留保されてはいるものの、憲法には「地方自治の本旨」が明示され、平成12年(2000年)施行の地方分権一括法において国と地方は対等・協力の関係とされたことから、自治体にとって、国と対等の立場にある「政府」として、内政に関することについて国が政策立案し執行するにあたって参画することは、当然の権利である。その意味において、地方六団体は国との関係において、いわゆる利益団体や圧力団体と言われるものとは、その位置づけを全く異にするものである。

次は、11ページの「税源移譲」でございます。

また、各自治体にとって一般財源が増加することとなるような税源移譲の姿とすべきことは、税源移譲の目的が地方の財政運

営の自由度を高めることであることからすれば、言うまでもないことである。

次は、「地方共有税の創設」の12ページでございます。

なお、この地方共有税構想は必ずしも財政調整制度の究極の姿ではなく、税の帰属や水平調整の仕組みなどの面で、将来的には、なお一層地方分権的な姿に変わっていくべきである。

次は、「行政面での地方分権改革」に「地方の自立のための」というのを追加しております。「国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理」の13ページ。12ページで、国と都道府県の二重行政を、アで「役割分担が法令上一の主体に専属させられていない施策」について書きまして、イで、今度は「設置主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県がそれぞれ設置しているもの」について書きまして、そのイの中で、「設置主体について法令上の限定がある施設についても、上記の考え方に基づき国の施設を限定する方向で法令の見直しを進める」というふうに追加しています。

次のところは、

以上の考え方に基づいて、国と都道府県による二重行政の解消を進めるべきである。

その際、国の地方支分部局が関係している場合には、整理し不要なものは廃止すべきである。

という中で、アとイの次に、

ウ 公共事業等にかかる地方の役割を拡大した後に、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いものを行う組織

というのを国のものとして追加しております。

そして、次に14ページで、徴収一元化につきまして、さまざまなお意見がありましたので、表現を少し整理しております。

なお、税務署に関しては、国税、都道府県税、市町村税、社会保険料などの一元的な徴収について検討すべきとの意見もあるが、国民にとって受益と負担の関係が不明確になるのではないかと懸念があり、収入権、徴税権、立法権のあり方が現在の仕組みと変わる可能性があることから、税等の一元的徴収については、地方分権的な視点に立って、その組織や仕組み、運営のあり方な

どを慎重に議論すべきである。

としています。

次は、「 国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小」のところの15ページの部分、これもさまざまなご意見がありまして、大枠、基本的な考え方は変わっておりません。整理しただけでございます。

自治事務に関する法令の定めは、自治体が地方の特性に応じて事務を処理することができるように、制度の大綱・枠組みあるいは基本的な基準や他の法令との調整にとどめ、事務の執行基準については全て自治体が自らの判断で条例で定めることとし、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和すべきである。

その際、あわせて、交付金を含む国庫補助負担金等の廃止（一般財源化）を進めるべきである。

としています。

次は、17ページ、「住民自治の確立」の「 住民参加の促進」のところの一番下です。

さらに、地域における福祉、教育、まちづくり、防犯パトロール、災害対応などに自主的に参加する地域住民を例えば「名誉パートナー」とするなど、地域における住民と行政の協働の担い手を新しく位置づけることについても検討すべきである。

次は、18ページ、「 地方議会の機能充実」のところ、

今後、制度及び運営の両面において一層の改革を進め、議会機能のさらなる充実を図っていかなければならない。

国は、地方の要請に応えて、制度改革に積極的に取り組むべきである。

そして、19ページで、

また、地方議会は、公聴会を開催するなど議会全体として住民の声を直接聞く工夫を行うとともに、議員同士による討議の徹底も図るべきである。

さらに、地方議会の調査・政策形成機能を向上させるために、専門的知見の活用や議員及び議会事務局職員の研修の充実も図るべきである。

と追加しています。



次は、20ページの「4 第二期地方分権改革の後の地方分権改革の方向性」の「(2)「地方分権型道州制」への展望」の中で、21ページ、道州制の検討が進められる中の、「その際に制度設定上の基本となる点を以下に記すこととする」ということで、これは と の順番をひっくり返しまして、 ということで国から道州・市町村への移譲というのをまず持ってきています。

防衛、通貨、司法など、国の存立に直接関わる事務以外の内政に関する事務については、  
これは、表現を少し丁寧に書きました。

事務事業の実施だけでなく、企画立案の権限を全て国から道州  
「道州」だけだったんですが、  
道州及び市町村に移譲すること。その際、当該事務に関連する国の地方支分部局を廃止し、必要な公務員の身分移管も行うこと。

「必要な」というのを追加しています。

は、  
自治体は二層制を以上すること。その際、補完性の原理に基づき現在の都道府県と市町村との間の企画立案を含む事務・権限の再構築を行うことにより市町村がまず地域における行政の主役としての役割を果たし、  
と追加しています。

のところは、これは表現を若干修正しておりまして、前回は「道州間での税財源の相互調整の仕組みを構築すること」となっておりましてのを、「道州間での新しい財政調整の仕組み」というふうに変えております。

次の のところは、「東京・首都圏の扱い」とだけ書いておりましたのを丁寧に、

東京・首都圏を他の道州と異なる特別の制度とすることの是非や、政令指定都市と道州との関係について特別な取り扱いをすることの是非」というふうに追加しております。

次に、26ページです。これは、「5 地方分権改革が国民の理解を得るために」の「(1)世論の喚起と地方の体制の確立」の中の26ページの一番下の部分でございます。不祥事を根絶することは当然として、政策

立案・遂行能力を高める努力を引き続き行うことが必要。

そのための方策として、例えば、自治体の幹部職員をポリティカルアポインティーとすることや職員の民間との交流を増やすことなども検討すべきである。

と追加をしております。

次の「(2) 地方六団体の機能強化」は特段ありませんで、最後に「おわりに」を書き下ろしております。

現在、「地方分権改革推進法案」が国会で審議中である。成立すれば、およそ11年ぶりに、国家の決意として地方分権の推進が確認され、本委員会の中間報告で示した7つの提言のうちの一つが実を結ぶことになる。しかし、同法案の成立は、第二期の地方分権改革のスタートラインによようやく我々、地方が立てたということであり、これからどういう道をたどり、どういうゴールに至るのかを探ることこそ、我々に与えられた大きな課題である。

しかし、現在、自治体及び地方分権を取り巻く現状は非常に厳しいものがある。特に中央政府は、地方行政に対して市場原理の導入による効率性の追求を求めており、自治体間の自立と連帯によって格差を縮小させ、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を取り戻そうという我々の地方分権改革の理念とは同床異夢ではないかとの危惧すら感じる。例えば税源移譲について、地方固有の財源である地方交付税を地方税に振り替えることによって不交付団体を増加させることをもって「地方の自立を促進」と謳おうとするなど、およそ我々の考える地方分権改革の理念とは反する方策を進めようとの声も聞こえてくる。

地方の側においても、税源移譲、補助金の廃止、水平的財政調整のあり方、社会福祉サービスにおける国・都道府県・市町村間の財政負担のあり方等について詳細な制度設計の議論を行えば、必ずしも自治体間の意見・利害が一致しない局面に来ていることは間違いない事実である。

第一次の地方分権改革においては、機関委任事務を廃止し国と地方とを対等協力の関係に変えた。「三位一体の改革」においては、3兆円の税源移譲を実現させた。しかし、この第二期地方分権改革において何が実現できるであろうか。「地方行財政会議の設置」「税源移譲」「地方交付税を地方共有税に」「国庫補助負担金の廃止」「国と

地方の二重行政の解消」等々多くのことを我々は提言しているが、これらの提言の全てをこの3年間で実現させるためには大変な努力が必要である。

地方分権改革推進法に基づく「地方分権改革推進委員会」が近く発足するであろう。この委員会での議論がスタートすれば、地方として3年間で実現させたいことをより具体的に問われ、地方間の意見・利害の違いを突かれる局面が遠からず訪れるであろう。本最終報告においては、この3年間の改革において地方が闘うための羅針盤をつくり、目指すべき方向性を示したつもりである。しかし、まだまだ漠とした方向しか示せていない。一日も早く、この報告に基づき多くの提言を具体化する必要がある。詳細な工程表、ロードマップ、具体案を地方六団体が意見や利害の対立を超えてつくり、国民・国会・政府に対して投げかける必要がある。

約1年間、15回の委員会、23回の小委員会での議論を通じて明らかになったのは、地方分権改革にとって、国から地方に権限・財源を移すこととはもちろん重要であるが、より重要なことは、内政に関する国の政策立案に地方が参画することであった。そして、地方分権改革の実現について国民の理解を得るためには、地方及び地方六団体が国民から信頼される存在となり、国から自立し自らの力で「豊かな自治と新しい国のかたち」をつくっていこうという強い意志を持つ必要がある、ということであった。

本委員会の発注者たる地方六団体に対して多くの苦言を呈することとなったのは、地方分権改革を実現させるためにはどうすればよいかを、我々が真剣に考え、議論した結果であるということを経験した地方六団体には理解していただきたい。

本報告は、これまでの多くの地方分権改革に関する提言や意見を未来に繋げるための小さな石橋となることができたであろうか。今後、地方自治に携わる一人一人の小さな努力の積み重ねにより国民・国会の理解を得て地方分権改革が実現され、地方における人と人との信頼し共感し合い、希望を持って暮らしていける社会が一日も早く実現されることを強く期待する。

以上です。

神野委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきましたような最終案につきまして、ご意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

木村委員、どうぞ。

木村委員

私は、2点申し上げたいと思います。

まず、20ページの「これは、言い換えれば」という2段落目の表現なんですけれども、このところでは戸籍とか警察とか、そういう例を挙げたり、あるいは「生活保護や義務教育などは、全国一律の基準によりサービスを提供すべきであるとの考え方もあるであろう」とか、例示を挙げておられますけれども、この例示の中に、去年までの「三位一体改革」で地方六団体が姿勢を鮮明にしたものもございします。

ですから、こういうふうな具体的に例を挙げるのではなしに、もっと包括的な書き方に私はしていただきたいと思います。それが、第1点目です。

第2点目は、29ページ、30ページの、これは要望なんですけれども、終わりのところは、書き加えていただいてありがとうございました。それで、下から2段落目の「地方の側においても、必ずしも自治体間の意見・利害が一致しない局面に来ていることは間違いのない事実である」というふうにございします。私は、これは事実だと思うんですけれども、だけれども、考えてみますと、地方団体が1,800、2,000近くある中で、意見の一致が必ずしも見られないというのは、それはごく普通の姿でも一面あると私は思うんです。だから、報告書の最後の書き方のところで、そういった意見の違いを乗り越えてやっていくんだというような非常に前向きなものが強く出るようなニュアンスにしていきたい。意見の違いがあるから問題だというふうなニュアンスは、やはりおかしいと思うんです。

以上です。

神野委員長

ありがとうございました。

最後の方は、少し書きぶりを検討させていただくということにさせていただいて、また20ページの前半の、例えばというふうに例示を挙げたところは、全国画一的な基準によってやるサービスを限定していくべきだということですので、例示については意見の相違があるかもしれません。書きぶりを、これも検討させていただければと思います。

ほかは、いかがでございましょうか。

では、赤崎委員、お願いできますか。

赤崎委員

私は、前回、前々回、2回欠席させていただきました。大変申しわけなく思っておりますが、その間にこの報告書をまとめていただきまして、大変ありがとうございました。

いただきましたものを一読いたしました。非常に私はよくできているというふうに評価いたしております。委員の皆様方、とりわけ小委員の皆様方、そしてまた、委員の皆様方から開陳された大変適切な意見を、立派にまとめていただきました関係の皆様方に、まず敬意を表したいというふうに感じております。

私は、1つだけ意見を申し上げたいと思うところがございます。20ページの「(2)「地方分権型道州制」への展望」というところから来て、21ページに参りまして、の「国と地方の役割分担に応じた国と地方の新しい税財政制度を構築すること」となっておりますが、ここを「国と地方」ではなくて、「国と道州・市町村」というふうに修文すべきだというのが私の意見でございます。

その理由といたしましては、申し上げるまでもございませんが、役割分担に応じた税財政制度は、道州制のもとにおいても国・道州・市町村、それぞれの役割分担に基づきまして税源配分を行うべきであるということでございまして、ここに書いてあります「国と地方」というのを、「国・道州・市町村」というふうに修文していただきたい。この1カ所だけでございます。

神野委員長

ありがとうございました。

今のところ、新しい税財政制度を築くのは、地方を道州と市町村にするからだという趣旨からいって、多分、問題がないかとは思いますが、そのほかの「地方」の使い方を含めて検討させていただければと思います。

井上委員、よろしいでしょうか。ご意見いただければと思いますが。

井上委員

私も、何回もサボっております。今さら文句を言うのはおかしいのかもしれない。この目次を見たら、大変意欲的なふうに見えましたけれども、中身を見ると、大分、遠慮しているのかなと。ビジョンと言うには、

ちょっとふさわしくないところがあるのではないかなという気がいたします。

いろいろあるんですけれども、「国と地方の二重行政の解消と国の地方支分部局の整理」というところがあります。それから、番目の「国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲」というところがありますけれども、国の権限、国と地方の役割を一から見直すのではなくて、二重行政を解消する立場だけというスタンスですね。本当にそれでいいのかなと思います。それと同時に、そういうスタンスからでしか見ないということになれば、地方支分部局というのとはなくなる、その中身はほとんど変わらないのではないかな。ここに掲げてあるようなことで地方支分部局の整理をするといいましても、地方支分部局のやっている仕事の受け皿がないわけですから、これは言葉だけの話であって、何も変わらぬのではないかな。つまり、地方支分部局がやっている仕事を受けるためには、広域地方自治組織が必要なわけでありまして。道州制は議論を先送りするんだということですから、広域地方自治組織がないという形で地方支分部局の仕事を本当に受けるところがあるのか。地方分権と呼ぶには値しない枝葉のものが移るだけの話であって、その辺をどう考えておられるのかなというのが一つの疑問でございます。

広域地方自治組織というものについて、「広域連合」という言葉が1カ所だけ出てきます。私は、ここの委員の肩書に書いてある関西分権改革推進協議会について今まで一言も説明しませんでしたけれども、関西分権改革推進協議会というのは、2府7県4政令のトップの人と経済界のトップの人が集まって、関西のかかえる広域的課題については、全部、国が関与する形での協議会しか取り組めない、それでいいのだろうか。関西の広域的課題について、地方がもう少し独自に取り組む形というのは一体何であり、その課題は何なのかということを検討し、いろいろ議論した結果、地方自治法に基づく関西広域連合というものをつくれればどうなるのか、広域連合をつくって、そこに国からの権限の移譲を求めていけばどうなるのか、それが分権改革に一步でも近づく方策ではないのかということで、今、議論しているわけでありまして。広域連合ができるかどうかはわかりません。わかりませんが、そういうものを議論してみようということになりました。

そういう意味で、広域地方自治組織というものがなければ、地方支分部局をなくすなどということとは絵にかいたもちでありまして、それをぬけぬ

けと書いてあるというのは、いかななものかなという気がいたします。

以上です。

神野委員長

まず、私のまとめ方が間違っていたら、またご意見いただければと思いますが、この委員会では二重行政の解消と、今、井上委員がおっしゃったような意味での地方支分部局の廃止・縮小みたいなことも強く考えているわけですが、ただ、地方支分部局の中にいろいろあるので、「整理」という表現にとどめているわけで、気持ちはというか、ここに込められているニュアンスはそう変わらないとは思いますが、今、問題提起をされたのは、私も重々承知しておりますが、一足飛びに道州制に行くのは無理だとすれば、その中間形態としての広域自治体などの方策をきちっと明示しておかないと、地方支分部局の整理といっても、今の道府県で可能かどうかというご指摘だと思います。ここの委員会では、今まで特に広域連合について出ておりませんでしたのでこういう書き方になっていますが、そういうご意見もあるということで、きょう、ご意見をいただきましたので、少し表現の仕方は考えてみたいというふうに思っています。そういう芽は消さないようにしようというふうに思います。

はい。榊原先生。

榊原委員

どちらかということ、私は少数意見でしょうから、あまり修正を求めるといことはいたしませんけれども、この間も言いましたけれども、「自立すればするほど連帯する」という思想があることは認めますけれども、現実問題として、自立するということは競争するということですから、そのところをやはり一つの思想で全部まとめるということは、あまり現実的ではないので、そう「連帯するべきである」ということをおっしゃるのはいいですけれども、実際に地方分権の一つの目的というのは、やはり自治体間の競争ですよね。それを全くこのレポートは否定しているんですよね。それでいいのかどうかというのは、僕は若干気になるんです。もちろん、市場原理をそのまま全部持ち込めというつもりはありませんけれども、これは全くそこを否定しているんですね。一つも「競争」という言葉が入ってこないんです。それが相当気になりますということが、1つあります。そういう思想があるということは、それで結構ですし、「連帯すべきである」というふうにおっしゃることも結構ですけれども、これはレポートと

しては、競争ということを全く排除してしまうということがいいのかということについて若干あれですから、もちろん今から全体のトーンを変えるというのは無理でしょうけれども、どこかでやはり競争という側面もあるというようなことを、若干入れていただけたらということが1つあります。

それからもう一つは、それとの関連なんですけれども、どうも20ページの例の地方共有税を読んでも、一体、今の交付税とどう変わるかというのがよくわからないんですよ、これは。つまり、11ページから12ページですけれども、「法定率を見直し」というのはわかりますね、具体的ですから。「特例加算や特別会計借入を行わない」というのも、これも具体的ですからわかります。

となると、実は今の地方交付税の制度でも、この3つはできるわけですね。法定率を変えるということ、特例加算をしないということ、あるいは借り入れしないということとはできるわけですね。そうすると、今の交付税から名前を地方共有税に変えるということは、具体的に何なのでしょうか。一般会計を経由しないということだけですか。

神野委員長

それと、仕組みなどについて、自治体の参加を求める。

榊原委員

自治体の参加というのは、いろいろなところで求めていますよね。

神野委員長

はい。だから、仕組みや何かについて地方行財政会議があり、さらに毎年毎年、そこについても入れると。2つですね。

榊原委員

それは、若干、私は意見を異にしますが、もしそうであれば、それを書いておいた方がよいのではないですか。どこが変わるのだということ。

神野委員長

中間報告の方で書いているので、そこについてはあえて繰り返さないということにしておりまして、多分、お計らいすると思いますが、この最終報告を出すときには、中間報告もつけて出そうというふうに思っております。

榊原委員



そうですか。ちょっとあれですけども、そうすると、この間も話をしましたけれども、国税と地方税の間の税をつくるということですか。

神野委員長

課税形態ですか。

榊原委員

課税形態は国税でしょう、これは。

神野委員長

課税形態としては、多分、国税にせざるをえないと思います。

榊原委員

国税ですね。国税でやって、地方交付税というのは、その国税の中からイヤマークするわけですね。これは、国税の中からイヤマークするという意味では、交付税と同じですね。

神野委員長

ただ、間接課徴形態の地方税というもともとの趣旨を、より明確にする。これは、もともとの最初の定義ですので、間接課徴形態の地方税と。もともと地方税であったものを国税にするということでしたから、それはむしろ榊原先生のご専門で、1940年のときに、もともと戸数割とか、そういう地方の所得課税を、これは国税だというふうにしてやったということですので、これはヴァイマルのときのエルツベルガーの改革も同じことですね。だから、間接課徴形態の地方税だということを明確にするという趣旨です。

榊原委員

それからもう一つ、これは別の分野ですけども、18ページと19ページで「地方議会の機能充実」ということを言っていて、今度、要するに地方議会の調査、政策形成機能の向上ということをおられるんですね。ここも、私は非常に違和感がありまして、国際比較をすると、日本の地方議会というのは非常に大きいんですね。それから、日本の地方議員の歳費というのは、国際的に見ると圧倒的に大きいんですね。ですから、そこに触れないで、地方議会をますます大きくするというようなことを言うのが本当にいいのかどうか。明らかに地方議員が多過ぎるんですよ、日本は。それから、明らかに歳費が多過ぎるんです。それにさらに調査機能、政策形成機能をつけ加えるというようなことが、本当に受け入れられるのかどうかということが、僕は非常に気になるんですけども。

これは、もう神野さんには釈迦に説法ですけれども、欧米では地方議会というのが、むしろボランティア・サービスみたいな形になっていますよね。ところが、日本は非常にプロフェッショナルな政治家がいて、大変な歳費をとっている。これは、国際的に見て異常なことなんですよね。だから、そのこのところに全く触れないで機能の充実というのは、僕は大変違和感があるんですけれどもね。

ですから、どう直すかというのは、もう神野さんにお任せしますから、コメントだけはさせておいていただきます。

神野委員長

金額の大きさを言っているわけではなく、機能の大きさですし、それからおっしゃるとおり　ただ、ですから数は、多分、欧米というか、特にヨーロッパの地方議員の数は、おっしゃるようにボランティアですから数は大きいと。

榊原委員

それは、ですからボランティア・サービスという形でやっていますからね。

神野委員長

最初の、トーンは別としても、中に競争的な要素で必要な有効に機能させるというような場合のことについては、少し盛り込むような形で考えてみたいというふうに思います。

榊原委員

ええ。だから、若干語句を修正してくだされば、考え方の違うところはマジョリティーに従うべきだと思いますので。

神野委員長

はい。ありがとうございます。

坪井委員

今の榊原委員の3つ目の指摘とダブるところがあるんですけれども、例えばこの30ページの下から2段目の段落で、「本委員会の発注者たる地方六団体に対して多くの苦言を呈することとなった」と書いて、「多くの苦言を呈することとなった」と書いてある割には、地方に覚悟を求めるような苦言が1つも無いのではないかということが、私も若干気になりました、この30ページの「多くの苦言」というのをこの文章の中で言えば、例えば26ページの2段目の談合に対する問題意識とか、3段落目の首長

の多選問題に関する点に関して何か指摘しているのかなと思うと、この文章を読む限りでは、普通というか当たり前のことが指摘してあるだけなものですから、我々の報道の立場で「苦言を呈した」という書き方をする場合に、どこをピックアップしてよいのだろうかというのがわからないのが若干引っかかっているのがまず1点目で、私は一貫して議論の中でも、民意のうねりを起こすような、これを読んで人々が立ち上がるということを目指して文章なり考え方を整理してきている中で、これでちょっと腰が浮くかなというのは、私がいいアイデアを出せなかった責任も含めて、一つの疑問としてあります。

これが大きな話で、もう一つ、例えば24ページの「国民・国会議員の中に」何たらかんたらとあって、そのアに、「もうこれ以上は財源移譲を行ってほしくないという首長の声があり、地方は自立を求めているのではないか」というのが理由として挙げられると書いてあるんですが、例えばこれに対して我々は、「一時的にはしんどくなるけれども、覚悟せないかぬ」ということを言う立場なのかというのは、これを次ページまで読んでいっても、このアに対する我々はどう考えるべきだというのがあった方が、要するに、ここは歯を食いしばって頑張るときなんだということをお自治体に言うべきなのかなと私は思っています。

あと、思いつくまま言うと、この13ページの一番下のところに、ウとして公共事業がどうしたこうしたというのが新しく書き加えられているものは、16ページの「特に、河川・道路」云々という話につながるのかなと思って読めるんですが、ここを新たに加えている理由が私はわからなかったというのがもう一つです。

もう一つ、さらに言わせていただくと、さっきの13ページの一番下のウのところ、「公共事業等」と新しくつけ加えている部分がありますよね。これは、要するに16ページの2段目のところの「特に、河川・道路」等について言っていることと対応しているんでしょうかというのが、ちょっとまどろっこしい書き方だなということです。

最後は、6ページの一番最後の「過疎地域」云々というのが、何か、これは当然、地方六団体としては言うべきことなのかもしれないんですけども、その前の5ページの自立云々を書くときに、「短所・弱い部分を国ではなく他の自治体に助けてもらおうとともに」という書き方をし、それが「自立すればするほど連帯」というふうに定義しているときに、「国で

はなく他の自治体に助けてもらおう」と言っているのに、6ページではこの過疎地のものはちゃんと守ってねというのは、この6ページの過疎地云々はなくてもいいのではないかなというのが印象としてあります。

一番申し上げたいのは、冒頭に申し上げた苦言というか、覚悟をどこで求めるのかというときに、これほど分権に逆風が吹いている中ですから、もう少し何か厳しく言ってもいいのではないかなというのが論点です。

以上です。

神野委員長

最初の問題は、具体的な内容というよりも書き方で、「苦言」とか何とかというふうな表現は落とせというか、トーンダウンしろということですか。具体的な内容は、とりあえずここでいいわけだとすれば、分権に向かって、今かなり逆風が吹いているので、その逆風を乗り越えるような形で進む覚悟を示せという趣旨だと、割とこれまでの議論に合うということではないんでしょうか。

坪井委員

ええ。議論に合うんです。これまでの議論をひっくり返すつもりは毛頭なくて、もちろんこれまで議論した中に含まれているとはいえ、例えば、私はこの委員会の最初のころに申し上げたかもしれませんが、第一期の分権改革、いわゆる「三位一体改革」に我々が注目したのは、補助金を要らないと言い出したという、そこはある意味でこれまで国に頼っていた自治体側が覚悟を示したんだというところで、我々も引かれるところがあった。では、第二期はどうしましょうかというときに、自治体はどういう覚悟を示しているんですかというところが、では、自治体はもうこれが要らない、あれが要らないなりという言い方を何かできているんでしょうかと。それこそ、榊原先生がおっしゃった議員の数ではないですけども、そういう何かお金の面でも権限の面でも、「もう自治体はこうやりますよ」ということを明確に、自治体がびっくりするようなことを、我々は言った方がよいと思っていたんですが。

神野委員長

後者というか、前者の後者の中でおっしゃっていたのは、むしろ、分権を進めるにはそれなりの覚悟が要るということと、ちょっと違いますよね。つまり、身を切りますよという話と、今のままでは分権が進まないから、進めなくてはいかぬのだと。そのときには、自分の方というか、そういっ

たことを含めてということになる、そういう書き方でいいですか。

坪井委員

すみません。ちょっと話が混乱しているかもしれませんが、24ページの、要するに「もうやらなくていいよ」と言っているという首長に対しては、我々は「もっとやらなきゃだめなんだ」と言わなくてはいけない立場ですから、「このままのやり方だったらもう要らないというようなことを言っただけでいいのだ、今この段階では、少なくとも」ということは指摘すべきだろうと。さらに、もう一つ言った「苦言」というのであれば、議員の歳費とか、私、前は費用弁償をやめてくれという言い方をしましたが、議会の無駄なり公共事業の無駄なりというのが幾らでも指摘されているわけですから、そこはもっときっちり削るという努力を身をもって示さなければ、これほど知事たちが捕まっていく中でだれも信用しませんぜ、ということをするべきだと思っているので、さっき申し上げた30ページの「苦言を呈することとなった」というほど呈していないのではないのでしょうかというのが疑問です。

神野委員長

一応、今おっしゃった趣旨は取り入れますが、例えば多選の問題などはさまざまな意見が出て、例えば多選とか何とかということ自身も、地方、住民で決めるべきではないかとか、仮にそういう回数よりも、例えばご案内のとおり、1期しかやらないという条件をくっつけると、かえって腐敗するという場合もあり得ないわけではないという議論もございましたので、多選が「苦言」になるかどうかという価値観もそれぞれ異なっているので、わざわざ具体的には書いていません。ただ、ご趣旨はわかりましたので、この報告書としては、分権をとにかく進めるには、かなりの多くの努力を必要とするという論旨の中に組み込んでいきたいというふうに思います。

それから、幾つかご指摘いただいた表現は、既に小委員会などでも指摘されている、例えば先ほどの6ページの条件不利地域の書き方などについても、これは少し表現を変えるというような意見がもう既に出ておりましたので、ご趣旨を取り入れながら、表現は考えていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、13ページのは、これは特に16ページということではなくて、意見が出たもので入れているということだよ。むしろ、青山さんの方から出たので、公共事業に関する、特に関連づけているわけではないんです。

具体的にあれするのもなんだけれども、青山委員などからこういう意見が出たので入れているわけで、特に16ページと関連しているというわけではないですね。

事務局

16ページと13ページは特に関連しておりませんで、13ページの方は、これは小委員会で議論します中で、アとイだけでなく、国土交通省や農水省といった、いわゆる非公共事業官庁の支分部局についてもこうしたことで整理すべきではないかという議論がありましたので、それを追加したということです。

坪井委員

アとイのような具体的な書き方はできないんですか。アとイは非常に具体的に書いてありますよね。ウだけ日本語としてぐちゃっとしている。アとイくらいクリアに国土交通省のなかに何々と書くのであれば、まだわかりやすい。

神野委員長

何かございますか。つまり、この委員会で出た委員のご意見を追加して入れたということなので、もしも、坪井委員が新たにここに少しこういうことを具体的に書き込んだらというご意見があれば、そこを入れていただければ。

ございませんか。何か書き方があれば。

坪井委員

今の国土交通省何々を書けばいいのではないですか。公共事業とざくっとしてしまうと、その上の法務局、海上保安とか地方航空局というアとイのすごくクリアなものに比べると、非常に緩くなってしまうのが若干気になるわけです。

神野委員長

ちょっと、ここは検討させていただいてよろしいですか。

全体の案文を見て修正させていただくということで。

あとは、いいがでございますか。

榊原委員

これは、非常にコントラダイスのところなんですけど、気になるのは26ページで、「談合と贈収賄の防止に関連して、「一般競争入札」と「地域の中小企業の保護・育成」の両者のあり方について、真摯に検討してみる

といった姿勢が」云々と書いてあるんですが、これは非常に今、注目されているところですよ。 「地域の中小企業の保護・育成」というと、結局、地方の建設会社と地方自治体の癒着を容認するということになりますよね。だから、これはもうちょっと書き直してほしいんですけども、要するに公共事業を通じた中小企業の保護・育成というのが本当にいいのかどうかということですね。事実、それをやっているわけですよ、今。公共事業を通じて、地域の建設会社の保護・育成をやっているわけですよ。それで、知事がみんな捕まっているわけですよ。

ですから、今までのプリンシプルに従ってやっているわけですよ。ですから、ここは非常に注目されているところですから、ちょっと気をつけて書かないと。実際にそういう法律があるわけですよ。ですから、それについてどういうスタンスをとるんだということを明確にして書かないと、これは非常に誤解される表現になりますよね。もし全く書かないのだったら、書かない方がむしろいいくらいであって、ちょっとこれは気になりました。

神野委員長

わかりました。

逆に最近の傾向として、こうってはあれですが、地元企業に行かないというようなことから出たご意見だったろうと思いますので、書き方をちょっと考えさせていただきます。

小幡委員

私は、小委員会のメンバーなので、そこで言い足りなかったことだけ申し上げますが、今の榊原委員のご発言は、私も現在のタイミングの問題がいろいろあると思いますので、より慎重にここの部分は書いておいた方がよろしいと思います。

それから、実際にあまり苦言を呈していないのではないかというご意見がございましたが、確かにどこに書くかといいますと、場所がなかなか難しいところがあって、最後の方にまとめて書いてあるというようなところがあるので、そういう感じを持たれるのかもしれないのですが、25ページにありますように、やはり今、不祥事とかいろいろな事件があると。これはいけないことで、自治体自身が襟を正さなければいけないというのは当然なのですが、直ちに、国の統制をもっと強化しなければいけないというふうに結びつくのはまずいので、やはりこの報告書としては、そういう

ものではないということは言っておいた方がよいと思うのです。もちろん自治体が自分で頑張らなければいけないということは大事だと思うので、ですから、26ページのところの、ここがやや足りないのかもしれないですね。多選問題の次に、「地方六団体としても、襟を正すことを意思確認して、情報開示を中心としたチェックシステムの充実等に取り組んでいくべきである」と、この「情報開示を中心とした」だけここに書いてあるのですが、前の25ページのところで、「自治体での不祥事などに対しては」「ガバナンスの強化」とか、いろいろ書いてありますよね。ですから、こちらで書き込んであるので、26ページのところでも、重なっても、「情報開示を中心とした」だけではなくて、もう少し自治体が自分でやるというところは書いた方が、読み手に対しては説得力が増すような気がします。そこは繰り返してもよいので、もっと細かく書きこむということです。

それからもう1点は、14ページから15ページのところで、ここは多少、法律的に言うとラフな書きぶりになっていますが、ただ、以前、堺屋委員から、あまり技術的な問題で霞ヶ関と対決するようなことをやっても意味ないというようなお話もございましたので、あまり法的にぎりぎりとした文章になっておりません。多少、言葉としては気になるのですが、そこは、大ざっぱな義務付け・枠付け・規律密度の緩和という書きぶりになっていて、それほど詰めていないのですが、それはそれでよいのかなと思います。1点だけ、これはどうしてもということではないですが、15ページの下線が引いてあるところですが、私の意見も申し上げて直していただいたのですが、下線の引いてある4行目から5行目のところ、「国の個別法令による事務の義務付け」なのですが、これは国が、何か新しい需要があるのでどうしても法律で何か事務をつくりたい。そこで地方がやる事務が増えるというのは、これはやむを得ないと思うのですね。それを地方の仕事として義務付けるなどというのは言いにくくて、ただ、もちろんそのために財源が必要であれば、きちんと手当をしなければいけないとか、そういう問題は出てくるわけですが、ですから、事務自体を義務付けるということではなくて、どちらかというところ「事務事業の執行方法や執行体制に対する」、そこに「義務付け」を入れて、「義務付け、枠付け」にした方がよいのではないかという思いがします。つまり、役割に応じた仕事が増えることは、世の中の社会の動きに応じてやむを得ないと思うのです。



地方の仕事にするなというのと、逆に地方が本来やるべきことをしないということになってしまいますので。ちょっとそこが気になった点です。

神野委員長

趣旨を入れて、修正、修文したいというふうに思っております。

工藤委員、お願いできますでしょうか。

工藤委員

すごく発言がしにくくなっています。かなり頑張ったなという感じがしているからです。ある意味でここが限界かなという、そういう気持ちがあります。一番そう思っているのは、ビジョンをつくるということは何だったのだろうか。やっぱり目指すべき目標をきちんと提起し、それに対する道筋を提案するということが当初の目的だったのではないかと思ったんですが、ここで出ているのは二期改革の原則と方策だと。それでは、当初集まったときからの思いが少しぐらついたのかなと。

ただ、ではなぜ議論がそこまで行かなかったのかということが重要だと思います。それは地方自治体の相次ぐ不祥事があったり、やっぱり自治を本当につくっていくというところの大きなうねりがなかなかできていなかった。そういうところにやっぱり今回僕たちは議論するときに直面したんだと思うんです。そういうふうなことを僕はきちんと出すべきというか、説明すべきと思うわけです。

ただ、ここまでが限界かなと思いつつも少しだけ言わせてもらえば、さっきの道州制、関西の話もありましたけれども、地域圏が経済的なエコノミックに成り立つというためにどうしていけばいいんだろうか。かなり経済的な過疎化があって、そういう問題に対する取り組みは結構動いているわけです。

そういう議論は自分たちもやっている関係があるもので、そういう問題を全て先送りすることは残念なわけです。その関係で言えば、例えば連帯という概念は、大都市が全部地方を賄うということじゃなくて、都市圏というのは周辺にある環境権ということをしてらんだ、連帯責任をしているんだという考えが僕はあり得ると思うんです。例えば、それは廃棄物にしてもいろいろなことにしても大都会の住民というのはそういうことに依存しているだろう。

さっきの連帯のところの議論が、榊原さんがおっしゃったようになかなか僕が読んでもすっきりこないのは、そうした論理立てが見えなくて、た

だ地方を守れとなっている。。最後のところを見ると何か1行ぐらい出ていまして、6ページには「日本の国土と社会は大都市と農村漁村が支え合って成り立っており」とある。ああそうか、その発想なのかと思ったのですが、そのこのところの思想の設計が、財政的な議論だけで動いていたような気がしていまして、もう少し哲学が必要な気がしました。

あと、至るところに、過疎でもいろいろなところでも必ず豊かな自治が保障されるみたいな言葉があります。それは逆だと、保障されるの可能性はあるんだけど、それをつくり出すのは住民、私たちなんだということとして、先ほど来出ている競争というか、まさに努力すればいい自治なり、いろいろなサービスができるという可能性に対して皆がやる気になるという、そうした自立のサイクルを呼びかけるということがまさに住民に対する呼びかけなんではないかというふうに思うわけです。

それからもう1つは、さっきから出ていた多選の問題ですが、確かに多選に対してはいろいろな意見があるんですけども、この委員会としてはどう考えるのということ示すべきだと。例えば、過度な多選は望ましくはないが、いろいろなことがあるからこういうことは留保するというのだったらわかるんですけど、いろいろな議論があるよというだけだったら、多選問題がここまで話題になり、知事の不幸事が出ているときに、そういう局面にこの報告書が出ていくということはやはり認識した方がいい。やっぱり自治をつくっていくことで僕たちが議論を委託されているのであれば、やはり本音で、今のこの危機感に対してこたえるというところが必要だと。そういうところを苦言的に直していただけないかという感じがしました。

あと、再三、僕はNPOの話をしていたんですけども、あれを言ったのはNPOを支援しようと言っているという、行政から見るとそうなっちゃうんですけど、僕が言っているのは公共サービスの直接民主化というか、つまり自分たちが担うという思想の哲学に今転換する時期なんではないか、それが自治と連動しているんじゃないかと思っているので、そういうことを発言をしたわけです。。何となく読みようによっては読めましたので、一応は大丈夫ですけども、そういうことでご理解をお願いします。

神野委員長

工藤委員に前からちょっとご意見をいただいている、デマインドというか、その地域での生活様式に合わせたこういう地域の産業循環と、それから全国的な産業循環というのが明確にというわけじゃないけれども、きち

んと分かれて、下からつながっていくようなイメージをどうにかビジョンとして取り入れようとは思いますが、今のところちょっと。おっしゃることはよくわかりますので、少し考えてみますが。

地域の生活様式ができ上がっていて、そこに合わせた経済循環ができ上がっているという基礎がないとなかなか難しいですね。そういったことを含めて、そういう地域での生活様式、固有の生活様式のものをそれぞれの地域での自然状況に合わせて作り上げていくということが、これから一番重要な問題なんだというようなことをどこかでメッセージとして伝えられるということであれば、それが自立になって、同時にそうした幾つかのそういう地域経済圏というか、それから成り立って全国市場ができ上がっていくというような形になっていくだろうと思うんですが、ちょっとこれは考えさせていただければと思います。

山下委員。

山下委員

私は小委員会のメンバーでもありますので、特に申し上げることはありませんけれども、ただ多選の問題については私はかなり懐疑的といえますか、多選禁止という話については懐疑的な人間です。実際に世界じゅうにしても日本じゅうにしても、腐敗が起きているのは何も多選の場合だけじゃないわけですし、多選の方が必ず腐敗してるわけでもないわけでありまして、個々の自治体によって、そのときそのときの選挙で重要な 이슈とかが、かなり長期的なまちづくりの 이슈のことだってあり得るわけでございますね。それはそれぞれの住民それぞれの地域で選挙で戦えばいい話だと私は思っています。ですから、一律に何か全国画一的に多選禁止といって決めなければならないというふうには、私は思っておりませんので、その点がどうもあいまいなレポートになる。むしろ私はこんなところしか言えないんじゃないかなと思っておりますので、そのところだけはちょっとコメントさせていただければと思います。

神野委員長

さっき工藤委員のご指摘にも明確に答えなかったんですが、いずれにしても腐敗を克服するというのが目的なので、前の言葉で言うと、お任せ民主主義に対する当事者民主主義というのを中間報告のところで書いたのだからあまり言っていないんですが、とにかく地域の民主主義を少し活性化させるという視点を入れながら、抽象的になるかもしれませんが、書き込んでお

くという。つまり、腐敗をとにかく出させないということが住民自治として重要なんだということが重要なんですね、多選が一選かということよりも。そこをちょっと、回数だと意見が割れると思いますので、少し考えてみたいというふうに。

どうぞ。

榊原委員

腐敗のことを抽象的に言うのはいいですけども、具体的に腐敗が何で起こっているかということと公共事業でしょう。しかも、地方の建設会社と地方自治体と地方の議員の癒着なんですよ。それをはっきり指摘した方がいろいろと思いますよ。ほかのところで大きな腐敗というのは、裏金はありますけれども、裏金はどこでもあるみたいな話ですけども、大きな癒着というのは全部公共事業で起こっているわけです。しかも、それは癒着しているわけですよ。地方の中小企業である建設会社と自治体と政治家が。そのところはやっぱりきちっと言わないとあまりインパクトがないですよ。それは抽象的になるのはいいと思うんですよ。これを絶たなければいけないということ。

神野委員長

いずれにしても、公共事業のところで起きているということは、かなり我々が目指している分権的になっていない部分が影響しているということですよ。

榊原委員

それともう1つ、要するに、地方の建設会社を使わなければいけないという。

神野委員長

先ほどの書き方も趣旨がちょっと違っておりました。ご指摘のような読まれ方をすると趣旨が違っておりましたので、先ほどのところは気をつけて直すと同時に、癒着の構造についても何らかの形でちょっと触れながら書いていこうというふうには思います。

榊原委員

さっきから言っているんですが、その部分については競争原理が働いていないわけでしょう。競争原理が働いてないところはどうしても政治的に決まるわけですね。そこで癒着が起こっているわけですよ。だから、そのところをきちんとしないと腐敗というようなことを言われても。つま

り、競争力がない地方の建設会社をそこに入れると。競争力のあるところはいいですよ。だけど、ないところを入れるというようなパターンになっちゃっているわけですね。だから、そのところをどうするのかというのが実は問題の本質ですよ。だから、ここはやっぱり先ほど言った自立と連帯ということですよ。そういう地方自治にかかわる1つの矛盾ですよ。地方の中小企業を何とかしなければいけないと。では、ばたばた地方の建設会社が倒れていいのか、地方経済がだめになっちゃうじゃないかとあれが1つある。しかし、厳正な一般競争入札をすれば、そういう建設会社は入れないというケースが多いです。これはどうするんだという話をちゃんとやらないと、腐敗の温床は絶てないですよ。だから、そこはこういう書き方をすることはお任せしますけれども。

神野委員長

むしろ逆のケースを指摘されていたんで、腐敗が起こるメカニズムとして。つまり、公共事業で起こっているということはお指摘のとおりですけども、逆のケースで起きている場合も。逆のケースというのは、地元を使えということではないケースの場合も起こり得る話だったので、そういうご指摘があったのでどうかというふうに言っておりますが、ちょっとご指摘を踏まえて書き方を考えるということにいたします。

坪井委員

山下さんがおっしゃったみたいに、多選を法律で禁止しろなんて意見はこの委員会には1つも出ていないはずなんです。だけど、多選は何の問題もないじゃないかという意見も私は出ていないと思うんですよ。いいじゃないか、5回も6回もやってもというふうには、それはよければいいんだけども、それを奨励する意見は少なくとも出ていないわけですから、ここの首長の多選問題についてはというときに、さっき工藤委員がおっしゃったような多選には非常に厳しい目が向けられているんだというぐらいのことは指摘すべきであって、当然法律で禁止する必要はない、条例でも私は必要ないと思うので、あくまで民意で決めるものだけどもという前提のもとで。でも、多選には非常に厳しい目が今寄せられているので、首長たちはそこを心すべきであるぐらいのことは書いてもいいんじゃないかという気がするんです。

山下委員

そういう意味のご意見であったとすれば、僕はそんなに違いません。今

までお聞きしたのが、一律に法律か何かで禁ずるべきだとおっしゃっているように私には聞こえていましたので。ですから、それは違うんじゃないかということを上申するので、多選で何遍も選ばれる方はそれなりに権力が腐敗するという議論もあるわけですから、それは大いに身を律しなければいかんよ。まして、初めての人と比べると余計世間様にはそういう議論が出てくるし、また部下、職員もだんだん物が言えなくなるというのは社会学的な事実としてはあるようですから、それは大いに身を律しなければいけませんよというのなら、これは私は、そこは合致します。ただ、法律で何期までとかそういうのはやっぱりちょっとおかしいんじゃないのというのが私の意見でございます。

工藤委員

23ページから何で浸透していないのかといっぱい理由を書いているじゃないですか。それはさっき坪井さんがおっしゃっていたんだけど、これはいいなと思ったんですね。それに対するこちらのコメントが何か必要んじゃないかという気が本当にしました。逆に言えば、こういうところから報告書が始まってもおかしくないぐらいに思ったわけです。やっぱりここに言われていることは、僕もいろいろな人たちの間で聞いているような言葉がずらっと並んでいるわけで、それをいかに本当の自立に持っていかなければいけないのかということが、この報告書の意味のように感じたわけです。

神野委員長

ほかいかがでしょうか。まだ時間がございますので。

工藤委員、どうぞ。

工藤委員

これは道州制の話は、道州制をもし動かすときはこういう論点に気をつけてくださいという立場ですか、この報告書の書き方は。例えば、この「二層制」というのは、要するにその場合は都道府県が三層制になるとかそういうことじゃないということを中心にきちんとここで考えなければいけませんよと触れているという。

神野委員長

つまり、道州制というのは分権と見られてはいけないということを行っている。道州をつくるということ自体は両刃の刃になる危険性があるので、こちらを分権的に入れていきましょうねと考えているということを行

っているということだと思います。

工藤委員

あと、自治体の再建みたいなのが何かあったじゃないですか、イエローの早期是正みたいな。あれというのは全然これに入らないんですか。かなり自治体は厳しいですよ。

神野委員長

中間報告で1回書いたので、税財源のところはかなり要約版みたいに省いてしまっているんですね。破綻法制については一応考え方を出したので。ただ、そういう意味では現実に破綻法制が見え始めてくるわけですよ。そのときに対応ということをごここでやるべきだったかもしれませんが、今時間がこういうタイミングになってしまったので、方向性みたいな考え方は既に出してあるので、議論の中でそう詳しくこれまで出てきているわけではないので。ただ、現実に今動き始めていますから、ここからまだ議論していく余裕があればそれにご意見を新たにいただくということもあるかと思いますが、特に何か工藤委員の方からここだけは動きとして気をつけるべきだからというようなご指摘があれば、言っておいていただければ書き込むようにいたしますが。

工藤委員

それはちょっと榊原さんに発言してほしいのですが、結構オーバーヘッドがあった場合にいくら頑張れと言ってもできない場合が結構あるじゃないですか。それで、やっぱりそういう負債、今までの問題があって大きく負債を抱えているところに、結局どうするんですかという気持ちが僕はあるんですね、最終的にどうしていくのかと。だから、多分実際的には分権で住民が責任を持つという大きな理念的な話なんですけれども、現実的に今見ている地方というのは、まさに自治体はかなり大きな負債を持ったり、それからかなり地域間によっては格差が出ているというのが今の現実なわけですよ。そこに対してなにも触れてなくていいのかという気が少しあるわけです。

神野委員長

当面の方向性みたいなものは出したんですけれども、ただ財政全体の枠組みその他の動き方にかかわってきますので。今おっしゃっているのは少し具体化するという、具体的なフェーズでご提言はありますか。つまりかなり今の状況。逆に榊原委員、何かあれば。

工藤委員

無責任に言えないんですけれども、少なくともそういう質問が出たときになぜそれを書いていないかという話是可以するんじゃないですか。

山下委員

破綻法制については中間報告でかなり書いてあるわけですので、私はあれで政府の動きもあまり違っていかないような感じもいたしますから、別にあれで、今のところそういうものじゃないかというふうに見ておりますけれども。

神野委員長

あれは、イエローカードを出して破綻させないようにしましょうねというふうに言っているんですが、今のご指摘は既に滞留している措置はどうするかと。いわば、これは論文でいっても方向でいっても、かなり厳しいことを抱え込んでしまっているところにはもうしょうがないという、それなりの責任は地方自治体もとることになりますよということになってしまふという理解でいいですよ。

山下委員

どういう意味でおっしゃっているかによりけりだと思いますけれども、どういう意味でそれを言っているかによりけりだと思いますけれども。

神野委員長

工藤委員のおっしゃっているのはこれからのあれではなくて、既に累積している債務を抱え込んでいる地方自治体に対する方策なり何なりを具体的に提案する必要があるかどうかということですね。我々のところは、それはこれまでのような共同引き受けみたいなことも考えていきましょうねというような提案をやっているけれども、それはストックの方の解消にどれだけ貢献できるのかというご指摘だと思いますが、そういう理解でいいですよ。

榊原委員

原理的に言うと、もう既に大きな債務を抱えてしまっているところに債務免除をするために破綻させなければいけないですよ。だから、破綻させないで債務免除なんてできませんよね。マーケットはそんなもの受け入れませんから。ですから、既に破綻しているところに対して、債務が大きくなっているところにはそれを早急にやって、そのかわり債務放棄させるという話ですね。



もう1つは、共同発行とかいろいろおっしゃっていますけれども、やっぱり今の地方債のメカニズムというのは、事実上国が保障している形なんです。だから自由化されていないわけですよ、地方債の発行は。これをどうするんだという話が実は別途あって、これを自由化すると貧乏な県のコストがうんと上がるわけですよ。その大問題が実はあって、この審議会はそれについてはリファーマーしていないですよ。共同発行するとか何とか言っていますけれども、事実上シ団がまだ引き受けているわけですよ、地方債というのは。ですから、自由化されていないわけですよ、国債の発行と同じように。ちょっと法律的には知りませんが、国が事実上保障している形になってしまう。だから、国の保障があったら、地方債の発行というのは自立に基づいてやっていることでは全くないわけですよ。だから、そこのところをどうするのかというのはここで触れなくても結構ですけども、実はその2つの大問題がありますよということだけは指摘したいと思います。

神野委員長

ただ、いずれにしても許可制は今度廃止になっていますので、それに伴う提案というのは行われているんですね。行われているんだけれども、過去のストックについてもその方式で考えていこうということになっているのが我々の今のところの中間報告なので、それ以上のことは今はちょっとつけ加えるべき材料がないので当面触れていなくて、そのまま中間報告をつけるということに今のところはなっているということですね。

小西委員、来たばかりで申しわけないんですが、ご意見をいただいておりますので、事前にもご意見をいただいているやに聞いておりますけれども、何かほかにつけ加える点はございますか。

小西委員

文案については、参加したいということで全部読みまして、ここはこういうふうにといいふうに申し上げたところが反映されているかどうかというのは今まだわかっていないんですけども、全体的な流れはこれでよいというふうに理解しておりますので、私の方からは文言についてこの表現はどうかということだけ申し上げたところです。すみません、これくらいで堪忍してください。申しわけありません。

神野委員長

今一当たり破綻法制のところの問題になったんですが、当面私どもとし

ては中間報告で一応のものは触れたので、今のところは特に中間報告について追加した叙述をしていないのですが、何かそこについてコメントはございますか。

小西委員

ほかの方のおっしゃったことについて理解していない分だけ失礼な物の言いようになるかもわかりませんが、宮脇先生の研究会が9月25日でしたか、方向性について議論された中で、地方財政制度の抜本改革をしたときに債務調整の問題が浮上するんだという整理をされていたと思います。あの整理は非常に良識ある整理だというふうに思いますし、事実そういうコメントを論文に書いたりもしたことがあります。地方財政制度でマクロで財源保障しているというものが現にある中で、いきなり債務調整という形にはなりようがないので、マクロで財源保障しているところのありようの議論が、それを換えようという話になったときには直ちに債務調整ということが浮上するという、議論の手順としてはそうなるというふうに思います。そういうふうに現に宮脇委員会が結論づけておられるのは、非常にコモンセンスではないかと思います。

榊原委員のご発言は最後の30秒しか聞くことができなかつたんですが、多分おっしゃったことも、現状財源保障している中ではあのやり方しか仕方がないというところでは当然それはそうだけれども、そこがむしろ問題だよなというご発言だったと思いますので、私もそういう理解でいいと思います。

神野委員長

そうしますと、いかがでございましょう。まだちょっと時間がございしますので、意見がございましたら。よろしいですか。

そうしましたら、宿題を多くいただいておりますので、具体的に修文などの案があればお出しいただいて、次回が最後になりますので、可能な限り趣旨に合うような形で、かつ全体の流れについてはご了解いただいたというふうにさせていただいて、そうした筋を大きくゆがめない結果にはなるかと思っておりますけれども、案分を考えてみたいと思います。なるべく早くに皆様方にごらんいただいて、次回が最後になりますから、最後の議論を生産的に進めていくというような配慮をしたいというふうに考えております。

それでは、ちょっと早いのですが、事務局の方から少し連絡事項がござ

いましたら、お願いいたします。

事務局

今回は11月29日の水曜日、午後3時からでございます。

今委員長からおっしゃったことの繰り返しになりますが、本日いただきましたご意見を事務局の方で委員長と整理をして、なるべく早く修正をして、それを皆様方、全委員に急ぎお送りいたしますので、それに対して具体的な修文意見があれば直ちにいただきたいと思います。それを受けて改めて神野委員長、小委員会メンバーと調整したものを29日にお出しさせていただいて、できれば当日最終報告の決定というふうな形に運ばせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

神野委員長

繰り返しになりますが、小委員会にお諮りした上で私と事務局の責任において修文をさせていただきたいと思いますので、特に小委員以外のメンバーの方はできれば早めに修文などの意見がございましたらいただければ、それを取り込んで修文いたすようにいたします。そして、私どもの方もできるだけ早めに原案といいますが、最終回にお出しする案をご提示いたしますので、またそれについてもとにかくタイムプレッシャーの中で物事が動いているので、すぐにレスポンスいただければ大変ありがたいというふうに思います。

29日に決定をして、地方六団体にお渡しするのは。

事務局

その日には考えておりません。ただ、委員会の日程といたしましては、次回の29日を最終回と考えておりますので、29日になお多くの意見がもし出まして、それを修正する必要があるということになれば、中間報告のときも同じであったんですが、そこは委員長に一任いただきまして、数日後に調整をして、それを後日六団体の会長さんにお出しするという形にしたい。

神野委員長

ということでよろしいでしょうか。別に政府の何とかで日程が動いていませんが、私どもの任期の方が切れてしまいますので、よろしくご協力いただければというふうに思います。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたしたいと思います。委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたりまして生産的なご議論

をいただきましたことを重ねて感謝いたします。どうもありがとうございました。

以 上